

# 徳島県賃上げ応援金

国の業務改善助成金に上乗せします。

設備投資等の生産性の向上に取り組み、

賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援します。

## ■ 対象

国の「業務改善助成金」の支給を受けた「中小・小規模事業者」

※令和4年4月1日以降の申請に限る

## ■ 助成額

設備投資等の額の「1 / 10」 ※上限あり（国助成金の1 / 10）

## ■ 申請手続

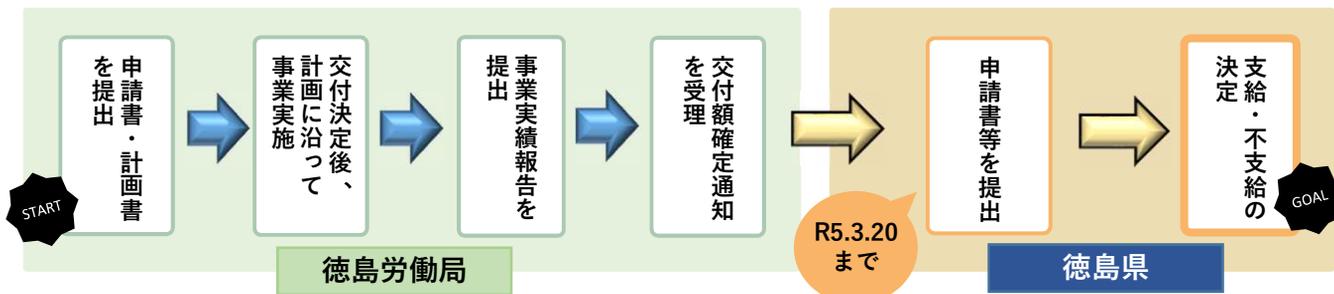
令和5年3月20日（月）までに、「支給申請書兼請求書」及び関係資料を下記へ郵送又はメール

## ■ 国の業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備やコンサルティング導入、教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成

引上げ額30円以上		45円以上		60円以上		90円以上		助成率
人数	助成上限額	人数	助成上限額	人数	助成上限額	人数	助成上限額	
1人	30万円	1人	45万円	1人	60万円	1人	90万円	【事業場内最低賃金870円未満】 9/10（一律）
2~3人	50万円	2~3人	70万円	2~3人	90万円	2~3人	150万円	
4~6人	70万円	4~6人	100万円	4~6人	150万円	4~6人	270万円	【事業場内最低賃金870円以上885円以下】 4/5（生産性要件を満たした場合9/10）
7人以上	100万円	7人以上	150万円	7人以上	230万円	7人以上	450万円	
10人以上	120万円	10人以上	180万円	10人以上	300万円	10人以上	600万円	

## 申請の流れ



徳島県賃上げ応援金に関するお問い合わせ等

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 働き方改革担当 TEL : 088-621-2346 FAX : 088-621-2852

MAIL : roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp

様式等は  
県HPへ

